

意見書

平成22年11月24日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 761-0195
住 所 かがわけんたかまつしかすがちよう香川県高松市春日町1735番地3
氏 名 かぶしきがいしゃえすていねっと株式会社STNet
代表取締役社長 こが よしたか古賀 良隆
電話番号 [REDACTED]
FAX番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

■ 答申（案）に対する意見

答申(案)の内容	<p>P18</p> <p>第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方</p> <p>第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲</p> <p>ウ 考えられる選択肢についての検討</p> <p>① すべての事業者の光IP電話を対象とする場合</p> <p>② NTT東・西の光IP電話を対象とする場合</p> <p>③ 加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合</p> <p>といった選択肢が考えられる。</p> <p>(ア)①についての検討(省略)</p> <p>(イ)②についての検討(省略)</p> <p>(ウ)③についての検討</p> <p>③の案は、①の案、②の案で問題とされた点を回避することができ、基礎的電気通信役務に関する現行制度の趣旨及び今回の見直しの趣旨とも適合することから、総合的に勘案した場合には、この③の案が適当ではないかと考えられる。</p> <p>ただし、③の案を採用する場合、ブロードバンドサービスと一体では提供されない光IP電話を提供している事業者のうち、メタルの加入電話の提供の有無により、同じサービスに対し異なった規制が適用されることとなる。この点については、「移行期」ということを考慮した場合、やむを得ないものと考えられるが、今後の競争状況を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当進んだ場合には制度の見直しが必要になる場合もあることに留意する必要がある。</p>
上記の答申(案)の内容に対する意見	<p>「光の道」実現に資する今回の見直しの趣旨に沿っていることから、答申(案)③の案での実施に賛同します。</p> <p>③の案においては、①案のようにメタルから光への移行を促す効果が得られない事業者に対して規制強化のみが生じることもありません。また、②案において懸念される、NTT東西のみが適格事業者となることで、利用者の信用がNTT東西に偏り、ひいては事業者間の公正競争環境の確保に問題が生じることもありません。従って、当社としましては、③案が最も適当な案であると考えます。</p> <p>なお、(ウ)においてご指摘のとおり、③の案においては加入電話から光IP電話への移行が進むことにより、加入電話が極めて少なくなった将来においては、加入電話提供という適用条件の存在が薄れ、実態にそぐわなくなる時期が到来するものと想定されます。その際には、市場環境や競争環境を踏まえた制度の見直しをご検討いただくことをお願いいたします。</p>

<p>答申(案)の内容</p>	<p>P21～22</p> <p>第4章 補てんの在り方</p> <p>第1節 補てんの要否</p> <p>イ 補てんに対する考え方</p> <p>ユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスを、高コスト地域を含めてあまねくその提供を確保することを目的とするが、高コスト地域においてコストを反映した料金設定を行うとすれば、料金の低廉性が確保できなくなることから、ユニバーサルサービス制度においては、高コスト地域における赤字額を補てんする仕組みを整備することが原則と考えられる。</p> <p>こうした原則を踏まえつつ、「電話」をユニバーサルサービスの対象とする「移行期」においては、補てんに関しても、引き続き、メタルの加入電話の維持コストを補てんする従来の考え方を踏襲することが適当と考えられる。</p> <p>今回の見直しについては、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象に含めることとなるが、適格電気通信事業者であるNTT東・西が提供するユニバーサルサービスとしての光IP電話は、当面は自治体IRU地域が想定され、かつ、当該地域は補助金等を受けた自治体により設備構築が行われ、サービス提供が行われている実態を踏まえると、ユニバーサルサービスとしての光IP電話について、これを直ちに補てんしなければならない状況にはないと考えられる。</p>
<p>上記の答申(案)の内容に対する意見</p>	<p>移行期においては、従来と同様に「高コスト地域における加入電話の維持コストを補てんする」答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>高コスト地域における光IP電話の多くは、総務省殿の地域情報化施策をはじめとする国の補助金事業や自治体が独自に構築した光ファイバ網により提供されています。</p> <p>多大なコストが必要になる設備の建設費に対しては、別の枠組みで公的資金が補っておりますので、ユニバーサルサービスによる設備建設に対する更なる補てんは不要であると考えられます。</p> <p>なお、加入電話の維持運用に関する費用については、従来と同様にユニバーサルサービスによる補てんが必要であると考えます。</p> <p>また、将来、設備の更新投資が必要となった場合には、ユニバーサルサービスを前提にするのではなく、誰がどういった補てんをするかについて、その時点での設備や利用の状況を踏まえて判断すべきこととする答申(案)の考え方は適切であると考えます。</p>

<p>答申(案)の内容</p>	<p>P23～24</p> <p>第4章 補てんの在り方</p> <p>第3節 その他</p> <p>ア 補てんを行う場合の競争環境への影響</p> <p>ヒアリングにおいて、NTT東・西の競争事業者からは、光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象としこれに補てんを行う場合には、(実質的に光IP電話と一体的に提供されることが多い)FTTH における公正な競争環境に影響する場合もあるのではないかと意見が示されている。今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては公正な競争環境への影響についても留意していく必要があると考えられる。</p>
<p>上記の答申(案)の内容に対する意見</p>	<p>「今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては公正な競争環境への影響についても留意していく必要がある」とする答申(案)に賛同いたします。</p> <p>今回の見直しにおいては、主として光IP電話を単独で提供するものが想定されているように思われますが、実際には多くの場合FTTHによるブロードバンドサービスと一体的に提供されております。</p> <p>この場合には、同じ光ファイバー上に複数のサービスが重畳されるため、両サービスの会計分離には難しい面があり、光IP電話への補てんは同時にブロードバンドサービスへの補てんにもなり得ますので、補てんを行う場合は、ブロードバンドサービスにおける競争環境に大きく影響を与えることがあるものと考えます。</p> <p>今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては、慎重な取扱いをしていただきたいと考えております。</p>

<p>答申(案)の内容</p>	<p>P23～24</p> <p>第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題</p> <p>第4節 光ファイバ以外の技術の取扱い</p> <p>ウ 携帯電話の扱い</p> <p>携帯電話については、加入数が1億台を超える状況にあり、これまでも、ユニバーサルサービスの対象とすること等について検討が行われてきた。今回のヒアリングにおいても、普及状況・サービスエリア等を考慮すると、まず携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることを検討すべきとの意見も示されているが、今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点を踏まえ行うものであり、携帯電話をユニバーサルサービスに位置づけるか否かについては、別の視点での検討が求められる。</p> <p>携帯電話では、加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用できない地域も残っていること、利用実態についても世代間・地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要があると考えられる。</p> <p><以下省略></p>
<p>上記の答申(案)の内容に対する意見</p>	<p>携帯電話の利用状況から見れば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (どこでも利用可能)利用可能エリアは確実に広がっている。 ・ (不可欠なサービス)ほぼ一人一台に迫る普及率 ・ (利用可能な料金)相対的に加入電話よりも高価だが、普及率と利用実態からは利用可能な料金であると言える <p>ことから、本来のユニバーサルサービスの定義において、携帯電話は光IP電話以上にユニバーサルサービスとしてふさわしいものであると考えられます。</p> <p>携帯電話もユニバーサルサービス化されることにより、光IP電話と同様に不採算地域へのサービス提供が図られ、よりユニバーサルサービスとしてふさわしいものになると考えられます。メタルから光への移行を促すことを目的とした今回の見直しの趣旨からははずれますが、携帯電話のユニバーサルサービス化について引き続き検討を進めていただくことを要望いたします。</p>